

「自動運転の実現に向けた調査研究」 ヒアリング要領・項目（たたき台）

1 ヒアリング要領

調査検討委員会における検討の基礎資料とすることを目的として、自動運転の研究開発、実証実験等に取り組んでいる企業等に対し、SAEレベル4の自動運転システム（以下「ADS」という。）の技術開発の方向性及び各種課題等についてヒアリングを行うもの。

なお、ヒアリングは書面によって行い、必要に応じて対面のヒアリングを実施する。

2 ヒアリングの前提

- SAEレベル4のADS
 - ・ 道路交通法（以下「法」という。）上の「運転者」の存在が前提とされない。
 - ・ 自動車の操縦（認知・予測・判断・操作）は、運行設計領域（以下「ODD」という。）内では、作動継続が困難となる場合の対応を含めてADSが行う。
 - ・ ADSによる自動車の操縦は、車両の通行方法をはじめとした交通ルールを遵守して行われる。

3 主なヒアリング項目

開発中又は開発予定のADSを実用化の際にどのように使用するのかを具体的に問う。

※ 数種類のADSを開発中であり、ADSの種類によって対応方法等が異なる場合は車両ごとに問う。

- 使用形態について
 - ・ オーナーカー
 - ・ 物流サービス
 - ・ 移動サービス
 - ・ その他
- SAEレベル4の自動運転の実用化目標時期について
- ODDの設定と運行ルートについて
 - ・ 自動運転を実用化するには、どのような運行ルートを想定しているか。

例：一定の周回ルートを自動運行
特定の区間（高速道路等）のみを自動運行

¹ Operational Design Domain

一定エリア内のオンデマンド自動運行
エリアに限定のない自動運行 等

- ・ 運行ルート上にODD外となる場面は予定されているか。
予定されている（例：トンネル、踏切、通信環境の悪い高架下、特定の区間でない区間等）
（急な悪天候等を除き）運行ルート上にODD外となる場面は予定されていない
- ・ 前記のほか、どのようなODD（ODD外となる場面等）を想定しているか。
- ・ 予定内のODD外の場合・予定外のODD外の場合・故障のおそれ等で作動停止する場合にそれぞれどのように対応する予定か。

対応①：ADSが安全かつ適切に停止させる

人（従来の「運転者」や単なる利用者ではなく、自動運行に当たり、状況把握、連絡等の役割を果たすことが想定される運行側の者。乗務員等が考えられる。以下「関与者」という。）に引継ぎ要求する（走行継続する）

その他

対応②（対応①終了後）：

ODD内になればシステムが自動的に自動運行を再開する

ODD内になれば関与者が自動運行を再開する

運転者がODD内となるまで運転する（その後、前2つのいずれかの対応）

レッカー移動する

その他

- 関与者の存否について
 - ・ 車内及び車外に存在する
車内又は車外に存在する
（ADSで対応可能なため）存在しない
 - ・ 関与者に求める役割は何か、必要となる能力は何か。
- 自動運行の運行主体について
 - ・ どのような運行主体であればSAEレベル4の自動運行を行ってよいと考えるか、必要となる能力や資格は何か。
- 信号情報等（※）（以下「情報」という。）の活用について
 - ※ 信号情報（灯色情報）、信号情報（予定情報）、交通規制情報（通行止め情報等） 等
 - ・ SAEレベル4の自動運転の実用化の際に必須と考える情報は何か、当該情報を得るために必須と考えるインフラは何か。
 - ・ そのうち、（運行ルート上のインフラについて、）自社で費用負担しなくても整備・管理・使用したいものは何か。

- 現行法上のルールへの対応について
 - ・ 警察官等の交通規制等に従うこと（法第4条（警察官現場指示）、第6条（警察官等の交通規制）、第7条（警察官等の手信号等））についてどのように対応する予定か。
 - 例：全てADSが対応する
 - 停止指示にはADSが対応し、通行指示には関与者が対応する
 - ADSが警察官を認識し、その後は関与者が全て対応する 等
 - ・ 交通事故の場合の措置（法第72条）の報告・救護措置・危険防止の措置にそれぞれどのように対応する予定か。
 - 例：（ADSが事故発生を認識して車内の関与者に知らせ、）車内の関与者が対応する
 - ADSが事故発生を認識することはできないためADSを介した対応は困難（関与者が認識、対応する）
 - ADSが事故発生を認識して車外の関与者に自動通報し、関与者が自ら対応又は警備会社等に対応を依頼する
 - （道路における危険防止措置等を含め）全てADSが対応する 等
 - ・ 運転者以外の乗員のシートベルト装着義務（法第71条の3第2項）についてどのように対応する予定か。
 - ・ 高速自動車国道等における故障の場合の措置（法第71条の11（停止表示器材の設置））についてどのように対応する予定か。
 - ・ その他、システムが対応困難な現行法上のルールについてどのように対応する予定か。
- ルール違反や交通事故時の責任について
 - ・ システムによる自動車の操縦が交通ルールに違反した場合や当該違反が原因で事故が発生した場合の責任は誰が追うべきと考えるか。
 - ・ システムによる自動的な対応が期待できないルールに違反した場合や当該違反が原因で事故が発生した場合の責任は誰が負うべきと考えるか。
- その他実用化に向けた課題・要望、現行交通ルールの課題等

以上